－今号の目次－

* 事務連絡「緊急点検・実地調査の取りまとめ、安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について」が発出されました・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆ 事務連絡「緊急点検・実地調査の取りまとめ、安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について」が発出されました**

令和5年1月27日、事務連絡「緊急点検・実地調査の取りまとめ、安全装置の補助基準額等及び安全装置のリストの公表について」が発出されました。

（１）緊急点検・実地調査のとりまとめについて

　事務連絡「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査の実施について（提出方法）」（令和4年10月27日付）等に基づき実施された実地調査の実施状況や緊急点検のとりまとめの結果が公表されました。実地調査は、施設類型を問わず、送迎用バスを運用している9割以上の施設で令和4年内に行われました。なお、未だ実地調査を行うことができていない施設についても、原則として令和4年度中に行うよう事務連絡で求められています。

　緊急点検の結果、送迎用バスの運行している施設数および運行台数は全国で、保育所等（保育所+地域型保育事業）で1,477施設・1,983台、認定こども園（幼保連携型+保育所型+地方裁量型）で2,687施設・5,219台でした。そのうえで、「連絡がなく子どもがいない場合の保護者への確認及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報を常に行っている」施設は、保育所等で93.6%、認定こども園（幼稚園型含む）で94.4%でした。

一方で「バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施している」施設は、保育所等で49.0%、認定こども園（幼稚園型含む）で52.6%でした。これについては、実地調査においても、「『バス通園におけるこどもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか。』という点で課題が見られる」という割合が、他の項目に比べ割合が高くなっており、保育所等で14.9%、認定こども園（幼保連携型）で10.4%、認定こども園（保育所型）で7.1%、認定こども園（地方裁量型）で4.8%でした。

今回の緊急点検・実地調査において課題が見られなかった施設を含め、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」や今回の緊急点検・実地調査のとりまとめ結果等を踏まえ、安全管理を不断に徹底することが求められています。その際には、幼児専用車に係る衝突時の安全対策については、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」（平成25年3月車両安全対策検討会）において、シートバックの後面に緩衝材を装備すること等が望ましいとされていることにも留意することとしています。

緊急点検、実地調査の結果の詳細は、別添資料「2」～「4」をご参照ください。

（２）安全装置の補助基準額等・安全装置のリストについて

　本通知では、送迎用バスへの設置が義務化された安全装置の補助基準額・安全装置のリストが示されています。なお、本補助は、令和4年9月5日以降の送迎用バスへの安全装置（「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合するものに限る）の装備を対象とし、装備後の改修等によりガイドラインに適合しているものも含むとしています。

|  |
| --- |
| 【安全装置の補助基準額】* 装備が義務付けられる施設（保育所等）：1台あたり17.5万円
* 装備が義務付けられない施設（小・中学校等）：1台あたり8.8万円
 |

今般、そのガイドラインに適合する安全装置のリストがホームページに公表されているのでご確認ください。ガイドラインの内容は本ニュースNo.22-45をご参考ください。

〔リスト掲載ページ〕

■内閣府ホーム > 内閣府の政策 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/anzen/list.html>

　本通知の詳細な内容は、別添資料「1」をご参照ください。